

## 第1回行政評価検証専門部会会議録

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 平成26年7月17日（木）午後2時25分～4時50分   |
| 場 所 | 北上市生涯学習センター第1会議室   |
| 出席者 | 【委員】佐藤徹副委員長（部会長）、高樋さち子委員、和田明子委員<br>欠席—岩淵公二委員、西出順郎委員<br>【事務局】<br>【担当部課職員】 |
| 傍聴者 | なし   |

平成26年度の評価案件の目的と内容について事務局から説明を行い、その後、各案件について担当部から評価シートに基づいて説明した。

### 1 部会長挨拶

今年度で委員2期、4年目となり、これまで施策や重要課題の評価について様々な分野を見てきたが、今年度は地域医療、公共交通、防災、公害といずれも重要な施策、課題である。暑い中であるが今年度も宜しく願います。

### 2 平成25年度評価対象案件及び評価方法について

#### 【事務局説明】

昨年度は施策評価3件、重要課題1件を評価対象案件とした。今年度も同様に、施策評価が「地域の実情に応じた公共交通体系の構築」、「地域医療の充実」、「環境監視体制の強化と公害の防止」の3件、重要課題については、「災害時における情報伝達手段について」の1件を評価していただく。また、重要課題について、昨年度は「住宅リフォーム支援事業」という事務事業の事後評価だったが、今年度の案件は、事務事業ではなく当市の重要課題の1つであり、その課題解決の内容、今後の考え方が十分検討されているかどうかを評価していただく。

施策評価の外部評価シートについて、昨年度に委員から指摘のあったとおり評価項目を4段階に分け、それぞれの評価項目の表現について整理したものを継続している。

重要課題の外部評価シートについては、当市の課題解決の検討、今後の考え方をふまえたうえで、最終的には総合的に4段階で評価していただくという構成で整理した。

評価案件については、施策ごとに偏りのないようバランスをとりながら選定した。

今後の日程について、1案件あたりの議論する時間が短いということで、昨年と同様に1日2案件とし、担当部のヒアリングについては本日を含めて第2回、3回

で行い、第4回はまとめに向けた突っ込んだ議論をしていただき、第5回の最終回は全体的にまとめるという流れでいきたいと考えている。

### 【質疑応答】

(委員) 先ほど説明のなかで、案件の選定、施策ごとに偏りがないようにとのことだが、もう少し詳しく説明願いたい。過去3年間で評価した施策は外すということか。

(事務局) 評価対象となる施策は重複しないようにしている。

(委員) 施策が相当数ある中でこの3件を選出したのは何故か。体系上拝見したかぎり、他にも様々な施策が残っていたはずだが。

(事務局) 毎年度ごとに案件を選定しているわけだが、過去に選定した案件は省き、市民意識調査の結果により改善需要度（施策ごとの平均重要度－平均満足度）の比較的高い施策の中から順番に選んでいく。

(委員) 評価案件は自動的に選ばれているということか。

(事務局) 最終的には市長をはじめ政策推進会議の中で決めている。また、出資法人等協働評価専門部会との関わりについても、今回はたまたま部会ごとの日程が重複しないので良いが、同じ部が行政と出資部会それぞれに案件を持ってしまうと説明時間が重複するため、各部が担当する案件は1つということにしている。今回の場合は、部会の開催日がそれぞれ異なるが、例年だと同じ時間帯に開催することになるため、行政と出資部会で担当部が重複しないように案件を選定している。

## 2 平成26年度評価について

### (1) 地域の実情に応じた公共交通体系の構築について

【事務局説明】 [資料どおりの説明部分略]

#### 【ロジックモデル】

(事務局) ロジックモデルは総合計画策定時のものであり、前期計画の5年を「中期」と捉えている。直接の結果（短期成果）については、施策の成果が中期5年であるため、その期間的にも中期成果に影響を与える部分的な成果と位置付けている。

【担当課説明】 [資料どおりの説明部分略]

#### 【施策の成果達成状況】

(担当課長) 幹線に関しては国・県庫補助の対象である。補助基準について、北上市と花巻市を通る幹線は国又は県補助対象。県補助となった場合は、市町村も応分の負担をする。幹線については、市の施策というよりは国・県の施策によるもの。

市内のみを走る路線バスについて、国・県補助は無いが、一部市内で幹線的に運行している路線に関しては国の補助と併せて市も補助金を支出している。この施策は、路線バスが廃止されたエリアに対してどのように対応するかということだが、ロジックモデルの方向性「より身近な支線交通の確保」に向けて市が中心となって取り組むもの。

#### 【成果指標】

(担当課長) 指標No.1「地域住民を支える支線交通の路線数」の実績値について、乗合いタクシーを行う地域が6地域(相去、稲瀬、口内、和賀、岩崎、藤根)ある。口内地区については、過疎地有償運送という形態であるが基本的に乗合いタクシーと同じもの。他の5地区については、タクシー会社が事業者となっている。

#### 【コスト把握】

(担当課長) 直接事業費の割合は補助金支出が多い。平成25年度は連携計画策定による委託費が増えている。平成24年度人件費について、乗合いタクシーをスタートする際の地域・事業者との協議により前年度に比べ増えている。

#### 【成果達成状況の要因考察(内部要因)】

(担当課長) 乗合いタクシーについて、基本的には運賃と自治協議会の負担分を合わせてタクシー業者に支払っているが、自治協議会の負担分を一定限度までは市が補助しているというもの。現時点ではどの地区も補助金基準の上限達していないため、どの地区の自治協議会も自己負担している状況にはない。現状では市の補助金と受益者からの運賃で賄っている。

#### 【現在の課題及び改善を要する事項】

(担当課長) 課題②「支援交通の運航体制を構築する際に、関係者(タクシー事業者、バス事業者)との協議がまとまらず、支線交通の開始が遅れることがある。」について、これは路線バスが廃止されることにより、タクシー事業者としては客が増えるわけだが、乗合いタクシーを導入することによって自分たちに流れるはずの客が減ってしまうため、協議がまとまらないもの。バス事業者にとっては、バス路線まで人を運んでほしいということもあり、この点も協議がまとまらない要因になる。

#### 【今後の展望】

(担当課長) 展望③の専門家の助言や支援を受けることについて、岩手大学の広田先生が主宰するNPOの支援を受けている。

#### 【構成事務事業について】

(担当課長) 乗り合いタクシー事業を始める前には、路線バスが廃止された地区について平成14年頃からコミュニティバスを運行している。

## 【質疑応答】

(委員) コミュニティバスと乗合いタクシーの違い、あるいは市としての考え方を教えていただきたい。コミュニティバスについては、運行経費から運賃収入を差し引いた分をバス事業者に補助金交付する。これによると、不足分は市が全て補てんすることになる。一定限度を超すとバス会社は路線バスを廃止するため、その地区に乗合いタクシーを導入すると思うが、コミュニティバス補助金はどのような仕組みになっているのか。補助に上限が無いとすればバス事業者はずっと続けると思うのだが。

(担当課長) 現時点では確かに続く可能性はあるが、今後バスを更新する際に路線を継続する、しないを検討しなければならない時期が来る。おそらくここ2、3年で見直していかなければならなくなると思う。

(委員) バスは市の所有か。

(担当課長) 事業者の所有である。

(委員) 乗合いタクシーについては、運航経費の半額を補助し、その補助金の上限が50万ということだが、タクシーの運行経費の半額を補助し1地区の補助上限が50万であると。1地区100万円までは良いと。100万円を越すと全額自分で負担してくださいということか。これを普通に見ると、コミュニティバスの方は非常にお金がかかり、乗合いタクシーの方が市としては安上がりであり、また時間指定等バスよりも市民にとって利便性が良いのかなと思うのだが、市としては乗り合いタクシーを推進していきたいという方針なのか。

(担当課長) コミュニティバスについては乗車人数も増えているので、その人数を乗合タクシーで運行するとなると、より多額の経費・補助金を支出する必要がある。現在、乗合いタクシーを実施している地区は人口も少ないため運営できているもの。

(委員) ということは、コミュニティバスを実施している地域はそれで良いし、乗合いタクシーを実施している地域についても、それはそれで地域の現状に合った方法だということか。

(担当課長) そのように考えている。地域でもコミュニティバスが無くなると困るということで、こちらから毎月の利用者数を情報提供すると、「もっと利用しよう」と地域内でも勧めているようだ。利用者数が維持されている、若しくは少しずつ増えているということにはそのような要因がある。

(委員) 乗合いタクシーについて、利用者数や運行回数などの成果指標が無い。成果指標が補助金の交付地区数だけなので、運行回数や利用者数などの指標があればわかりやすい。

(担当課長) わかりました。今後検討する。

(委員) 秋田でも北上市と同じような現象が起きている。おそらく住宅密集地にはコミュニティバスが通っているのではないかと思う。「コミュニティバスに不満がある」という市民意識調査のアンケート結果があるが、これに対してどのような点が指摘されているのか。この点を解決しないと利用者がいくら増えても満足度が上がらないと思う。よって、例えば「もっと本数を増やしましょう」といったコミュニティバスの今後の方針はあるのかどうか。2点目は、今後廃線しなくてはならないエリアが出てくると思うが、その際、路線を廃止するという基準値があるのかどうか。例えば朝と夜は登校のため利用者数が多いのでこの区間は維持するということもあると思う。路線を廃止する基準がエリアによって乗車率何パーセントなのか、基準があれば教えてほしい。また、この別紙資料の地図によると、夏油温泉までの路線は、冬期間山中の温泉地までは行けないと思うので、おそらく通年で運行していないと思うのだが、夏油温泉が開いている時しか走らせていないのか。そして、施策評価シートの「現在の課題」③に「市として専門性のある人材が居ない」と指摘しており、それを受けた「今後の方向性」③に、「専門家の助言や支援を受けながら公共交通施策を見直す」との記載があるが、この点は地域の公共交通体系の構築について、この委員会のようなグループでの活動により解決はできないのか。もしくは既に同様の組織での取り組みを行っていないのか。

(担当課長) 夏油温泉線については、生活路線というよりは観光路線であり、当部の範疇では無い。ご指摘のとおり冬期間は夏油温泉までは運行していないが、途中の瀬美温泉までは運行している。それから、路線を廃止する基準というのは特に無いが、岩手県交通が運行している路線バスが、県補助の基準を下回る際に市単独での補助はしていないため、県補助の基準を下回ったときにその路線は廃止となる可能性は高い。また、グループでの取り組みについては現在行っていないが、常にアドバイザーからの御意見は承っている。

(委員) チームで取り組む等システム作りは行っていないのか。

(担当課長) 行っていない。

(委員) 乗合いタクシーの区間ごとの料金体系はどのように設定されているのか。

(担当課長) それぞれの地区によって違う。

(委員) 距離で設定されていると思う。

(担当課長) 終点が決まっているので、地区によって事業者ごとの設定金額が違う。

(委員) 終点までの地区で違ってくると。

(担当課長) 終点は決まっているので、乗車する地区で違ってくる。

(委員) その料金体系を教えてください。

(事務局) 補足するが、それぞれの地区によって、どこまで乗合いタクシーで行けるかは、岩手県交通とタクシー協会との調整が必要であり、それによって料金が決まっている。例えば、和賀地区では横川目線という幹線があり、基本的にその地区の乗合タクシーはこの幹線につながりという考えで運行しているため、この地区の料金は500円という定額で決まっている。一方、奥州市江刺区のように市街地まで利用できるような場合には、運行距離によって金額が異なるように設定されている。

(委員) 施策評価シートの「施策の成果達成状況」の指標No.2「地区の環境で、公共交通が利用しやすいと思う市民の割合」の中間目標、最終目標がそれぞれ55%、70%とある。その下段の達成率50.0%、22.0%はどのように算出しているのか。

(事務局) 各年度の目標値に対して基準年度(平成20年度)からどれくらい数値が伸びたかということを表す。計算式は、平成24年度実績値49.1%から基準年度の43.2%を引いた値を、中間目標値55%から基準年度の43.2%で引いた値で割る。

(委員) 他の施策評価シートで達成率が990%と出ている指標もある。部会長の指摘のとおり全く意味がわからない。

(事務局) そのようなケースは目標値を既に大幅に超過しているということ。

(委員) 分母の値は。

(事務局) 分母は「55.0%－43%」である。

(委員) つまり「平成25年度目標値－基準年度実績値」ということか。

(事務局) そのとおり。分子は平成24年度実績値49.1%から基準年度実績値43.2%を引いたもの。

(委員) 計算式はわかったが、これは何を意味しているのか。

(委員) これは指標の実績値が実数だったら良いのではないか。指標の数値がパーセントなのでおかしい。

(委員) 例えば55や100といった実数であればよいと思うが、パーセントではこの計算式は成立しないと思う。

(事務局) 目標としている伸び率に対して実際どれだけ伸びたかということ。

(委員) 考え方としてはわかるが、実績値がパーセントの指標でこの計算式を使うことが良いのか。

(事務局) ご指摘のとおり改める。

(委員) 市民意識調査の結果によると、公共交通を利用しやすいと思っている人はまだ5割に達していない。ゆえに半分以上の方は利用しにくいと思っ

ている。むしろ、そのような方々が何故利用しにくいと思っているか、そこを把握し要因分析しながら行政が手立てできることを解決策として打ち出していくということではないのか。マネジメントの考え方はそこにあると思う。確かに成果指標No.1「支線交通の路線数」だけをみると目標達成率は100%であり、順調であると。つまり、路線数6ということがそれで良いかという視点もあり、それだけでなく、カバー率やエリア、運行本数の問題などが考えられるため、この施策の指標は様々な角度から設定できる。それについては次回以降議論することとする。

(委員) 市民意識調査のアンケート結果に「コミュニティバスに不満がある」と書かれているが、これについて具体的にわかるものはあるのか。

(担当課長) 市民からの電話等で把握している中には、バス停をもっと近くに設置してほしいという意見はある。

(委員) 自宅から遠いということか。

(担当課長) 全部がフリー区間ということであれば問題ないのだが、出来るだけバス停を近くに欲しいという意見はある。言い方は悪いが、岩手県交通が単独で運行している路線については、余程のことがない限りバス停の位置は動かないが、市が実施しているコミュニティバスとなればバス停の位置も動かせるため、そのような意見が出るのだと思う。他にも市役所の近くから200メートルほどしか離れていないのだが、その間にバス停が欲しいという意見もある。設置することは可能だが、道路事情や利用頻度が問題となる。もちろん多くの利用者がいれば出来るだけ路線やバス停の位置を見直している。郊外であれば出来るだけフリー区間に設定し、手を挙げればバスがその地点で止まるという工夫をしているが、意見としては、自宅の近くというよりは目的地の近くにバス停が欲しいというものが多い。

(委員) 本数についての意見は無いのか。本数が少ないというところが不満につながっていると思うのだが。

(担当課長) 本数についてはあまり意見が出ない。コミュニティバスの場合はあらかじめ路線ごとに曜日指定があり、例えば、月曜日と火曜日はこの路線、違う曜日はこの路線、という形態であるため、本数についてはそれほど求めてはいないと考えている。

(委員) 路線によって1時間に何回来るのかという意見はあるのか。

(担当課長) 利用者の多い地区では本数を増やしてほしいと言われることがある。ただし、コミュニティバスについては、地域とあらかじめ運行日や本数を協議したうえで実施しているため、本数を増やしてほしいという意見はあまり出ないが、バス停を増やしてほしいという意見はある。

(委員) 事務局に確認するが、市民意識調査結果の地区別の満足度は算出できるのか。市全体で49.1%とか43.2%など満足度が算出されているが、地区によって満足度が異なると考えられる。

(事務局) 確認する。

## (2) 施策「地域医療の充実」

### 【事務局説明】

#### 【ロジックモデル】 [資料どおりの説明部分省略]

(事務局) ロジックモデルにある事務事業の「保健センター整備事業(新規)」については、総合計画策定時に掲載した新規事業であり、現在まで実施されていないが、「健康づくりの拠点整備」の方向性に関する事業、ハード面の事業を説明するために記載しているもの。

### 【担当部長説明】 [資料どおりの説明部分略]

(担当部長) 市民意識調査の結果を全般的に見ると、施策全体としてはある程度市民に満足していただいているという印象である。

### 【質疑応答】

(委員) 施策を構成する事務事業の中からこの3つ(岩手中部地域病院群輪番制事業負担金、北上済生会病院救急医療等事業補助金、北上済生会病院医師確保支援事業)の事務事業評価シートが選ばれたのは何故か。

(事務局) どの施策も同じだが、施策を構成する事務事業の中で、貢献度の高いと思われる事業を選出した。

(委員) 貢献度の高い事業ということか。

(事務局) そのとおり。担当部課と協議し選出したもの。

(委員) 主観的に選んだのか。

(担当課長) 主観的な部分もある。この施策は医療政策に関するものであるが、基本的に医療政策は県で実施するもの。ただし、地域医療について、この施策で実施すべきことは何かというと、医療環境を確保することであり、病診連携と医師不足の解消、救急医療といったところが1番の課題であるため、自治体として地域医療の課題と直接リンクしている事業を選定したものの。

(委員) 施策における成果の定義において、2つ成果の状態が書かれている。この2つの成果に対応する指標はどれか。

(担当課長) 「救急医療と休日当番医院・歯科医院制度が充実し、適切な医療が受けられている状態」を測定する指標が、指標No.2「休日当番医院・歯科医院の



診療日数」であり、2つ目の成果「病診連携の定着」の指標が、No.3「中部病院の患者紹介率・逆紹介率」である。指標No.1の「人口あたりの医師・歯科医師数」については、相対で両方の成果に関わる指標である。

(委員) 成果の達成状況の分析を見ていると、単年度も最終年度も「順調」である。

この部会で評価する意味があるのか。案件の選定ミスなのか、何か意図するところがあるのかどうか。

(担当課長) 保健福祉部の施策として外部評価対象となるのは今回が初めてである。

私は初年度(平成23年度)に事務局として関わったが、各部の施策に行きわたるように今回この施策が選ばれたのかなと思う。

(委員) 先ほどの説明だと、改善重要度が高い施策を選んでいるとのことだった。

(担当課長) 市民意識調査は、施策「地域医療の充実」だけでなく、予防やその他の施策が含まれた「基本施策」単位でのアンケート調査なので、施策評価シートの市民意識調査結果の記載欄にも他の施策に関する記述があり、この満足度と改善重要度も他の施策と相対で算出されたもの。市民意識調査は平成18年度から実施しているが、当初、地域医療の充実に関する満足度はそれほど高くはなかった。ところが、平成21年度に中部病院が開設され、医師も県が集中的に医師を貼り付けているので、その影響により満足度が上がってきているのかと思う。ただし、予防に関する事など他の施策も含めると改善すべき部分、ニーズはまだあるということ。

(委員) 総合計画基本計画における施策の方針に、「市民が安心して病状に応じた適切な医療サービスを受けることができるよう～」というねらいが記載されているが、診療科目別の勤務医や開業医が整っていることがわかるデータはあるのか。成果達成状況の要因考察にも、勤務医の不足や開業医の増加について触れている。

(担当課長) 別紙資料1の2ページの北上市内の診療所診療科内訳に、医師数ではなく診療所開業医の状況が記載されているが、診療所の数は全国・岩手県の平均より下回っているものの、診療科の構成は比較的バランスが良い。例えば小児科の専門医は5か所あり、小児科も診療する内科医もある。産婦人科も3か所ある。別紙資料3ページの下段には全国の診療所医師数が掲載されているが、10万人あたりで70.8人で全国平均(78.8人)より下回っている状況である。

(担当部長) 全国平均に比べると内科医が少ない。

(委員) 市民意識調査結果によると、満足度も優先度も重要度も比較的高く、住民としては比較的満足しているのかなという感想なのだが、介護と医療、つまり医師との連携については市としてどのように考えているのか。

(担当部長) これまではそれぞれ介護なら介護、医療なら医療と分けられてきたが、高齢者は介護と医療両方の問題を抱えている。そのなかで、医師、介護福祉士、ケアマネージャーが、何が問題なのか、どのような支援・サービスが必要なのかということと一緒に取り組んでいくというイメージである。

(担当課長) 別紙資料1の11ページに具体的な記載があるとおり、2025年問題と言われているが、介護分野でも入居者が増え、施設の需要が高まっている。また、医療から介護施設へというパターンもあり、医療においても、高齢化が進むと手術をしてもすぐに退院できず、平均在院日数が長くなる。そうすると新たな急性期の患者や手術に対応できないという問題が生じる。よって、1つは急性期と回復期について、医療機関同士で機能分担を明確化する。もう1つは、介護と医療とが連携し、出来るだけかかりつけ医から地域介護施設に出向く、あるいは訪問診療専門の機関を増やしていく、地域で支えていくという「地域包括ケア」というところに、医療、介護、多職種で連携しなければならない。北上市でも今後具体的に始まる場所である。

(委員) とても大変な取り組みである。秋田では日本で1番最初に高齢化問題に直面したわけだが、実際問題とても大変だと思う。上手に連携していただきたい。

(担当部長) 当市でも取り組みが始まったばかりである。

(委員) 問題点は沢山出てくると思う。

### (3) 環境監視体制の強化と公害の防止

#### 【事務局説明】

##### 【ロジックモデル】

[資料どおりの説明略]

#### 【担当部説明】

##### 【施策の成果達成状況】 [資料どおりの説明部分略]

(担当部長) 成果指標No.1「大気汚染物質に係る環境基準適合率」の実績値について、以前は適合率100%を継続していたが、平成20年度から調査する項目が、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、硫黄酸化物の3項目から、二酸化窒素と光化学オキシダントの2種類に変更され、光化学オキシダントが1年間のうち数日は基準値を超えることがあり、適合率100%を切ってしまった。

成果指標No.2「河川・ダムの水質に係る環境基準適合率」の25年度実績値については県数値が公表されていない。指標No.3の協定締結事業所は、法基準より厳しい基準で協定を結んでいるもの。

### 【成果達成状況の要因考察（外部要因）】

（担当部長）河川の水質について、降雨時に大腸菌群数等の基準値が超過することがある。

### 【成果達成状況の要因考察（内部要因）】

（担当部長）専任環境監視員について、今年度から1名増員し2名体制とした。

### 【質疑応答】

（委員）成果指標No.4「地区の環境で騒音・振動・悪臭等の状況が良いと感じている市民の割合」の表現がおかしい。状況が「悪い」と感じている市民の割合、という表現になると思う。つまり「悪臭が良い」ということはあり得ない。「悪いと感じていますか、どうですか。」という質問だと思う。また、成果達成状況の要因考察にある「アジア大陸から発生する大気汚染物質が国内へ影響を及ぼしている」について、これは黄砂を指すのか、あるいはPM2.5を指すのか。

（担当部長）両方である。

（委員）北上市にも黄砂が来ているということか。

（担当部長）そのとおり。

（委員）ISO14000を取得している企業数はどのくらいあるのか。つまり、ISOの取得によって、市が介入しなくても企業が自主努力で取り組むと思う。

（担当部長）それについては後日資料を提供する。

（委員）施策評価シートの「現在の課題」について、「事業者からの相談に対応できる体制が十分でない」とあり、主に畜産業者のことだと思うが、事業者とは環境アセスメントを提携していると思う。それによって悪臭問題については解決できないのか。

（担当部長）畜産については、市内全域で環境アセスメント法が適用されておらず、法適用以外の地域で問題となっている。

（委員）このような施設を建設する際には環境アセスメント法を適用させているはず。市はそれによって畜産事業者に指導できないのか。

（担当課長）昔から畜産を営んでいる事業者や、周辺に住宅が建築されている地域であったり、郊外に畜産団地を形成している地域であったり、すべてが環境アセスメントを履行しているかどうかは明確に答えられないが、匂いが遠方まで漂ってくるので、その悪臭に対しての苦情があるということ。

（委員）質問していることは、そのような内容ではない。市として環境アセスメント法により事業者へ指導できないのかということ。

（担当課長）環境アセスメントの適用外の地域に立地している事業者がある。

(委員) 環境アセスメントの適用外ということはどのようなことか。あり得ないと思う。その点については調べていただきたい。建物を建設する際には建築審議会で審査をし、環境アセスメント法の手続きを経て着工されていると思う。どの県でも同じ手続きを経ている。

(委員) 古い施設に対しての環境アセスメント法の適用はどうか。

(担当部長) いつからそのような取り扱いになったのか。事業所といっても個人宅であり、すべての事業者が環境アセスメントが適用されるのか。

(委員) 建築後でも環境アセスメントによる指導はできる。住民に対しての説明責任もあるため、それも含めて事業者が指導はできると思う。

(担当部長) わかりました。

(委員) 大気汚染に係る測定物質が、光化学オキシダントと二酸化窒素の2項目に絞られた理由は何か。

(担当課長補佐) 岩手県の自動測定器による算出データを活用しており、県が各市町村に機械を設置している。当市にも硫黄酸化物、浮遊粒子状物質を測定する機械があったのだが、例えば、浮遊粒子状物質についてはPM2.5に変更する、硫黄酸化物に関しては機械が故障した場合は他の物質を測定する機械に替えていく、という県の方針があり、市としては継続して同じ物質を測定してもらいたいのだが、故障した時点でこれまでの物質を測定出来なくなったもの。

(委員) 科学的な根拠があり測定物質を変更したわけではないのか。

(担当課長補佐) そのとおり。その代わりに光化学オキシダントの測定器が設置されたもの。

(委員) 測定する物質は、測定機器のあるなしに依存しているわけか。

(担当部長) そのとおりだが、基準値を超えそうな物質に変更するという考えもあったと思う。

(委員) 別紙資料2の環境保全協定基準遵守率の経年変化について、協定に基づく立入事業所数に対する協定値適合事業所数となっているが、立ち入った事業数で良いのかどうか。立ち入るかどうかは市の判断によるものか。

(担当部長) そのとおり。

(委員) 全ての環境保全協定を締結する事業所数に対して適合している事業所がどれくらいあるのか、という数値が基準遵守率にならないのか。

(担当係長) 協定を締結する事業所は立入事業所数より多いが、協定を締結している事業所の中でも基準値を設定しているところとそうでない事業所がある。設定している事業所については、基本的には毎年度1回は立入りしているので、この資料にある立入事業者とは基準値を設定している事業所ということ。

- (委員) 立入事業所数と基準値設定事業所はほぼ一致しているということか。
- (担当係長) そのとおり。
- (委員) 基準値を設定している事業所の中でも立入調査をしない事業所も数件あるということか。
- (担当係長) 基準値を設定している事業所で立入調査をしない事業所はない。基準値を設定していない事業所について、立入調査をしていない所はあるが、基準値を設定している事業所については年1回立入調査をしている。
- (委員) 協定に適合しているか確認するために立ち入るとということか。普通は住民からの苦情があり、その後立入調査となる。そのような苦情による調査も含めての立入調査なのか。協定に適合しているかどうかのみを確認するために立ち入るのか。
- (担当係長) 基本的には協定を遵守しているかどうかのために調査するが、苦情等があれば別途立ち入ることもある。
- (委員) 説明で理解できたが、「立入事業者数」の表現がわかりにくい。
- (委員) 同じく資料2の河川・ダムの水質に係る環境基準適合率の経年変化について、水質測定は年何回行っているのか。
- (担当係長) 測定項目にもよるが、岩手県の検査で月1回。項目によっては2か月に1回、半年に1回の項目もある。
- (委員) それぞれの異なる測定により得たデータを合算して算出しているのか。
- (担当係長) 1年間で測定したすべての件数を合算している。
- (委員) 毎月測定するデータも、半年に1回測定するデータも、年1回測定するデータも全て合算しているのか。
- (担当係長) そのとおり。それぞれの調査項目の合算値から算出している。
- (委員) 河川・ダムそれぞれ分けて算出してもよいのではないか。
- (委員) このように合算した数値は通常用いない。毎月測定するものと半年ごとに測定するものは分けて把握すべき。特に水質の場合、このような表はあまり見かけない。この算出方法ではいくつサンプリングしたかということを表すだけである。
- (委員) 適合率の出典、公式化されたものはあるのか。それを習ってこのように合算したものとなったのか。
- (委員) 環境省でもこのように計算しているのか。
- (担当係長) していない。
- (委員) 遵守率もパーセントで出すのか、実数で出したほうがよりクリアになるのか、表そのものの数値の取り方も考えるべき。
- (委員) そのとおり。この算出データに有効性はない。もちろん検査をすれば測定件数は累積していくが、その中でどのくらい環境基準に適合している

かどうかはあまり有効ではない。もし毎月測定している項目があれば、その中で基準に適合している、していないというデータを出したほうがよい。特に水質の場合は環境省の基準に照らし合わせて評価の値にしたほうがよいと思う。

(担当課長補佐) 項目別ということか。

(委員) そのとおり。

(担当課長補佐) 例えばpHや有機物質など項目別に算出するということか。

(委員) そのとおり。調査頻度が異なるものを合算することはいかがなものか。

(担当課長補佐) そうすると調査項目が相当数になる。

(委員) 例えば、北上市では淡水を多く測定していると思うため、その中で比較的基準値を超えそうな項目を抽出するなど、全部の項目を挙げる必要はない。

(担当係長) 河川で言えば一般的にはBODが挙げられるが、それでも良いか。

(委員) 良い。BODは数値としてはすぐ出る。北上市の数値があるはずなので、それで十分である。

(担当係長) やはりBODが一般的なのか。

(委員) そのとおり。場所ごとのBODやCODを出したほうがよい。ただし、専門的なので一般市民にはわかりにくいかもしれないが、指標として把握するのはBODが良いと思う。

(担当係長) その件については今後の検討とする。

(委員) 成果指標における率の計算には気をつけなければならない。分母と分子の取り方次第で数値が大きく変わってくる。

(委員) 実数でもよい。

(委員) 環境基準に適合しているかどうかと問われた時の答えとして、このような成果指標の数値を出したいという気持ちはわかる。

#### (4) 重要課題「災害時における情報伝達手段について」

【担当課説明】 [資料どおりの説明略]

##### 【課題の概要】

東日本大震災を機に様々な情報伝達手段を見直してきた。その中で市民への防災情報の伝達手段の強化に今取り組んでいるところである。情報伝達手段として第一次収容避難所、自主防災組織に対して防災無線を配備している。現状では各地区への連絡手段はあるものの、市民個々への情報伝達ここが不十分ではないかと考えている。この現状を受け、情報伝達体制の補完をコミュニティFMの整備として打ち出したもの。結果として、採算性への議会の理解が得られなかったが、

新たな方向性を確定する際にどのようなプロセスが適正か判断が求められるのではないかと思う。

#### 【日程について】

内部評価シートにある「自治組織、避難訓練参加者へのアンケート」の時期について、9月に行うと記載しているが、総合防災訓練（8月30日）に併せて行う。

#### 【質疑応答】

（委員）どの部署が担当かわからないが、ハザードマップとの関係はどうなっているのか。

（担当課長）ハザードマップについては、今見直しを行っており、この9月には市民に提供したいと考えている。

（委員）防災無線は東日本大震災の後に追加配備されたのか。

（担当課長補佐）地域の防災無線は元々無かった。震災前に設置されていたのは所謂、庁舎間のデジタル防災無線であり、各地区の交流センターとのデジタル防災無線というのは無かった。震災の時には携帯電話等が使えなく他に全く情報伝達手段が無かったため、直接交流センターに出向いて情報伝達・収集していた。

（担当課長補佐）以前は本庁舎・江釣子・和賀の3庁舎間のデジタル無線があったが、行政側から第1次収容避難所、自主防災組織への繋がりが全くなかった。そのため無線の配置を見直し、地域との情報伝達体制を強化したということ。

（委員）現在、岩手大学との協働により東日本大震災以降の情報伝達に関する調査をしているため、資料を参考として使わせていただければと思う。

（委員）第三者アドバイザーの検証はこれから行われるわけか。そのアドバイザーの方が、コミュニティFMは効果が無いと結論を出す可能性はある。その場合、市・担当部署としてどうするのか。

（担当課職員）コミュニティFMの整備を考えているが、他の良い手段を含めアドバイスをもらい、方向性を決めるということになる。

（委員）コミュニティFMには執着しないということか。

（担当課職員）執着はしないが、消防庁が示している情報伝達手段の検証結果においても、コミュニティFMが有効であると出されているため、こちらとしては、検証結果に基づいたコミュニティFMの整備という方向に持って行きたいところではある。

（委員）コミュニティFMの整備に対してお墨付きをもらおうということか。消防庁がコミュニティFMを推奨していると思うが、その推奨している側の第三者アドバイザーとなれば、当然コミュニティFMを全否定すること

は無いであろうし、コミュニティFMを推奨します、ということになるのではないかと。

(担当課長) そうなる可能性は高い。その点については否定しない。

(委員) コミュニティFMを推進する側の方からアドバイスをもらっても当然、それが良いということになる。

(委員) このコミュニティFMは、阪神淡路大震災以降多くの自治体でメインの情報伝達手段となっている。総務省が進めている手段の1つと記憶しているが、それで総務省のアドバイザーを活用するのだと思う。

(委員) むしろ総務省ではなく、利害関係のない民間の有識者の方にアドバイスを求める方が現実的ではないかと思う。

(委員) 施策とも異なり、重要課題というのは頭を悩ませる大変難しい評価であるが、評価に関する客観的データが無い中で、我々がどのような評価を下せば良いのか難儀する。ここに評価されている新たな情報伝達手段の他に良い手段があるのか無いのか。それぞれの費用対効果はどうか。そもそも過去に市議会で否決されていることであり、その点をどうするのか。どうするのかと言ってもそう簡単ではないのだが。その点についてどのような考えを持っているのか。

(委員) 市議会では必要性和採算性が無いという判断だったのか。

(委員) これは昨年度のことか。

(担当課長) そのとおり。平成25年当初予算に電波調査費を計上し、それを平成26年度に繰り越し、平成26年度当初予算に建設費を要求したが否決された。

(委員) もう少しコストを抑えられれば可決されたのか、また、そのような見込みがあるのか無いのか、そもそも論でコミュニティFMが必要無いのかどうか、市議会で否決された原因がわからない。

(担当課長) 必要性は認めてもらったと考えている。採算性つまり建設費用等について疑問があったと思う。

(他課課長) 当課が担当して予算要求した件だが、市議会では必要性については、賛否半々で結果1票差で否決となったわけだが、防災情報の伝達手段としてのコミュニティFMは有効ではあるとは議論されていた。問題は、公設民営であるということ。事業者を公募しコミュニティFMを運営するとなった場合、運営そのものが非常に難しいのではないのかという点が論点として挙がり、予算計上についてはまだ早いのではないかと、ということであった。当市とすれば、目的の第一が防災情報の伝達というところであり、平常時は通常のコミュニティFMを運営することになる。全国的にコミュニティFMの運営は非常に厳しく、閉鎖に追い込まれて



いるところもある。運営事業者が倒れてしまえば災害時の情報伝達手段が失われてしまうのではないかという点が、否決された大きな要因である。

(事務局) コミュニティFMについては、その目的の99%が防災、有事の際の情報伝達手段であり、その時のために運営主体が平常時の運営を継続できるのか、という点を十分に説明できていない。

(委員) 日常の運営ということか。

(事務局) そのとおり。ただし、市としては市民の生命、財産を守るためにはしっかり情報伝達できる手段を作りたいということが事実であり、その点との折り合いとなる。

(委員) 震災の時にコミュニティFMを持っていた自治体で、どのように機能したのかということを経済に説明しなかったのか。

(他課課長) 当市の両隣の自治体(奥州市、花巻市)が持っており、災害対策本部と災害協定を締結しており、放送局が本部へ移動しインフラや燃料の情報などを広く市民に伝えたということは説明しているところである。

(委員) 運営方法は公設民営であったわけか。

(他課課長) 様々である。奥州市・花巻市は民設民営だが、一関市では公設民営で、さらにラジオ端末も全戸に配布し運営している状況である。

(委員) 逆に上手く行かなかったという自治体はなかったのか。

(他課課長) どの自治体も上手く機能したが、一関市では開設した直後ということもあり、機能しなかった部分もあったと聞いている。

### 3 その他

(事務局) 部会の日程だが、次回は「地域の実情に応じた公共交通体系の構築」と「地域医療の充実」、3回目が「環境監視体制の強化と公害の防止」と「災害時における情報伝達手段について」という流れでよろしいか。

(部会長) 良い。会議録について、我々も何回も読んで活用するため、要旨だけではなく議論がわかるようにしていただきたい。

(事務局) 追加資料の件だが、メール送信か郵送のどちらがよろしいか。

(部会長) データでいただきたい。